

別添1「資格確認書の詳細」

1 交付方法

(1) 新たに当組合に加入した組合員※及び被扶養者で、交付対象者に該当する方に当組合の職権により交付します。

※他の共済組合からの転入、退職派遣・割愛派遣からの帰任を含みます。

(2) 組合員からの申請に基づき、マイナ保険証での受診が困難な方等の交付対象者に該当する方に交付します。

2 交付対象者

(1) 当組合の職権交付（申請不要）	(2) 組合員からの申請に基づき交付
・ マイナンバーカードを取得していない方 ・ マイナ保険証利用登録を行っていない方 ・ マイナンバーカードを返納された方 ・ マイナンバーカード又はマイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れて3か月を経過した方 ・ 申請により「資格確認書」が交付されている方（資格確認書の更新時）	・ マイナ保険証での受診が困難な方 例) 介助者等の第三者が同行し資格確認を補助する必要がある要配慮者（高齢者・障がい者） ・ マイナンバーカードを紛失（盗難）した方、更新中の方、返納済みの方、マイナンバーカード又はマイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れた方で今後マイナンバーカードの継続利用の意思がない方 ・ マイナンバーカードの再交付申請中（更新中）の方で、受領までに医療機関等の受診予定がある方 ・ マイナ保険証の利用登録の解除を希望する方（マイナ保険証の利用登録をされている方でマイナンバーカードの返納を予定されている方を含む） ・ 氏名又は性別を変更された方で<u>マイナ保険証利用登録を行っていない方</u> ・ 資格確認書を紛失（盗難）し、<u>マイナ保険証利用登録を行っていない方</u>

3 資格確認書の様式等

「資格確認書」は2種類の様式がありますが、申請理由によって当組合で判断し、「資格確認書（通常）」又は「資格確認書（短期）」のどちらかを交付します。

	資格確認書（通常）	資格確認書（短期）																																
様式	カード型（プラスチック・黄色）	紙（A4）																																
有効期限	交付年月日から5年以内（当組合で設定） 任意継続組合員は資格取得年月日から2年以内	交付年月日から2～3か月以内（当組合で設定）																																
交付対象者	当組合の職権交付及び組合員からの申請に基づき交付する方で、右記以外の方	- マイナンバーカードの再交付申請中（更新中）の方で、受領までに医療機関等の受診予定がある方 - 資格確認書（通常）の交付に時間を要する場合																																
レイアウト （参考）	大阪市職員共済組合^{（株）} 本人 令和 6年12月 2日交付 資 格 確 認 書 (組合員) 記号 1^{（株）} 番号 9 9 9 9 9 9 (枝番) 00 キョウサイ ケイ 氏 名 共 済 太 郎^{（株）} 性別 男 生 年 月 日 平成〇〇年〇〇月〇〇日^{（株）} 資格取得年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日^{（株）} 有 効 期 限 令和〇〇年〇〇月〇〇日^{（株）} 発行機関所在地 大阪府大阪市北区中之島1丁目3番20号^{（株）} 公印^{（株）} 保 険 者 番 号 3 2 2 7 0 3 1 6^{（株）} 名 称 大阪市職員共済組合^{（株）} 発行番号 0512174 TEL:06-6208-7591～3^{（株）}	大阪市職員共済組合資格確認書 本人（組合員） 令和 6年 12月 1日交付 <table><tr><td>記 号</td><td>1</td><td>番 号</td><td>9 9 9 9 9 9^{（株）} (枝番) 00</td></tr><tr><td>氏 名</td><td>共 済 太 郎^{（株）}</td><td>性 別</td><td>男^{（株）}</td></tr><tr><td>生 年 月 日</td><td>平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日^{（株）}</td><td></td><td></td></tr><tr><td>資格取得年月日</td><td>令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日^{（株）}</td><td></td><td></td></tr><tr><td>有 効 期 限</td><td>令和 7 年 1 月 3 1 日</td><td></td><td></td></tr><tr><td>発行機関所在地</td><td>大阪府 大阪市 北区 中之島1丁目3番20号</td><td></td><td></td></tr><tr><td>保 険 者 番 号</td><td>3 2 2 7 0 3 1 6</td><td></td><td>公印^{（株）}</td></tr><tr><td>名 称</td><td>大阪市職員共済組合</td><td></td><td></td></tr></table>	記 号	1	番 号	9 9 9 9 9 9 ^{（株）} (枝番) 00	氏 名	共 済 太 郎 ^{（株）}	性 別	男 ^{（株）}	生 年 月 日	平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日 ^{（株）}			資格取得年月日	令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 ^{（株）}			有 効 期 限	令和 7 年 1 月 3 1 日			発行機関所在地	大阪府 大阪市 北区 中之島1丁目3番20号			保 険 者 番 号	3 2 2 7 0 3 1 6		公印 ^{（株）}	名 称	大阪市職員共済組合		
記 号	1	番 号	9 9 9 9 9 9 ^{（株）} (枝番) 00																															
氏 名	共 済 太 郎 ^{（株）}	性 別	男 ^{（株）}																															
生 年 月 日	平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日 ^{（株）}																																	
資格取得年月日	令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 ^{（株）}																																	
有 効 期 限	令和 7 年 1 月 3 1 日																																	
発行機関所在地	大阪府 大阪市 北区 中之島1丁目3番20号																																	
保 険 者 番 号	3 2 2 7 0 3 1 6		公印 ^{（株）}																															
名 称	大阪市職員共済組合																																	

4 申請方法（組合員からの申請に基づき交付する場合）

申請者	申請書類
- マイナ保険証での受診が困難な方 例）介助者等の第三者が同行し資格確認を補助する必要がある要配慮者（高齢者・障がい者） - マイナ保険証を利用していたが、マイナンバーカードを紛失（盗難）、更新中、返納済み、マイナンバーカード又はマイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れた方で、今後マイナンバーカードの継続利用の意思がない方	「資格確認書交付申請書」
マイナンバーカード又は電子証明書の再交付申請中（更新中）の方で、受領までに医療機関等の受診予定がある方	「資格確認書交付申請書」 *マイナンバーカード又は電子証明書の再交付申請中（更新中）の方は、「資格確認書（短期）」を交付
マイナ保険証の利用登録の解除を希望する方（マイナ保険証の利用登録をされている方でマイナンバーカードの返納を予定されている方を含む）	「マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書」
氏名又は性別を変更された方で<u>マイナ保険証利用登録を行っていない方</u>	「氏名等変更兼資格確認書等再交付申請書」 *新しい「資格確認書（通常）」を再交付
資格確認書を紛失（盗難）し、<u>マイナ保険証利用登録を行っていない方</u>	

※新たに当組合に加入した組合員は「組合員資格取得届書」、新たに被扶養者を認定するには「被扶養者申告書」の提出が必要です。

5 交付予定日（所属所あて発送日）

（１）当組合が職権交付する場合

- ・組合員：「組合員資格取得届書」の当組合における受領後、5日以内 ※
- ・被扶養者：「被扶養者申告書（増員）」の認定後、5日以内 ※

※「組合員資格取得届書」には、所属所が提出する組合員申告書データ及び報告明細書データ（以下「申告書等データ」という。）を含みます。また、申告書等データに不備がある場合やマイナンバーを当組合に届出されていない場合は、交付が遅れます。なお、繁忙期等は、1か月程度要することがあります。

(2) 組合員からの申請に基づき交付する場合

- ・「資格確認書交付申請書」又は「氏名等変更兼資格確認書等再交付申請書」の当組合における受領後、5日以内。
- ・「マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書」の当組合における受領の翌月中。

6 資格確認書の交付及び配付方法

資格確認書については、所属所を経由して組合員へ交付します。

また、当組合ホームページに説明文1「資格確認書について」を掲載していますのでご確認ください。個別の添付は行いません。

【当組合ホームページ掲載場所】 トップページ>短期給付>資格確認書等

(URL : <https://www.city-osaka-kyosai.or.jp/tanki/shikakusho/>))

7 資格確認書の不交付

マイナ保険証の利用登録をされている方から「資格確認書交付申請書」又は資格確認書の再交付を目的とした「氏名等変更兼資格確認書等再交付申請書」の提出があった場合は、説明文2「資格確認書の不交付について」を所属所経由にて組合員へ送付します。

8 資格確認書の有効期限後の取扱い

有効期限を過ぎた「資格確認書（通常）」及び「資格確認書（短期）」については、自身で破棄してください。

ただし、有効期限前に資格喪失となった場合は、資格喪失日の前日（退職の場合は退職日）までが有効となり、資格喪失日を過ぎた資格確認書は、当組合への返納が必要です。また、紛失や盗難等で返納できないときは、「資格確認書等返納不能届」の提出が必要となります。

また、資格確認書をお持ちの方がマイナ保険証の利用登録を行ったことに伴い、資格確認書を利用しなくなった場合も、有効期限までは組合員で保管していただく必要があります。有効期限までに紛失や盗難にあう等したときは、「資格確認書等返納不能届」の提出が必要となります。